

報告第2号

大野市学校通学用自動車運行管理規程の一部改正について

大野市教育委員会教育長事務委任規則第1条第10号に規定する教育委員会の権限に属する事項について、同規則第3条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同規則第3条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記

- 1 報告事項 学校通学用自動車運行管理規程の一部改正について

令和元年10月25日提出

大野市教育委員会
教育長 久保俊岳

専決理由

尚徳中学校からの要望書により、緊急に所要の改正を行う必要が生じたため

大野市教育委員会訓令第3号

庁中一般
各出先機関

大野市学校通学用自動車運行管理規程（平成17年教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

令和元年10月8日

大野市教育委員会

別表中

「

| | | | |
|-------|-------------------|---------------------------------------|--|
| 尚徳中学校 | 4月1日から1月30日まで | 主要地方道大野勝山線～県道上唯野西屋勝山線～市道伏石金山線～市道橋爪落合線 | 南六呂師 落合 橋爪 大月 御領 花房 金山 小黒見 蓑道 堂嶋 伏石 八町 |
| 尚徳中学校 | 12月1日から翌年の3月31日まで | 主要地方道大野勝山線～県道上唯野西屋勝山線～市道伏石金山線～市道橋爪落合線 | 南六呂師 落合 橋爪 大月 御領 花房 金山 小黒見 蓑道 堂嶋 伏石 八町 森本石谷 萩ヶ野 不動堂松丸 |

」

を

「

| | | | |
|-------|--|---|--|
| 尚徳中学校 | | 主要地方道大野勝山 線～県道上唯野西屋 勝山線～市道伏石金 山線～市道橋爪落合 線 | 南六呂師 落合 橋爪 大月 御領 花房 金 山 小黒見 蓑道 堂 嶋 伏石 八町 森本 石谷 萩ヶ野 不動堂 松丸 柿ヶ嶋 |
|-------|--|---|--|

」

に改める。

附 則

この規程は、令和元年10月8日から施行する。